

# 大河原町除染実施計画

## <第1版>

平成24年5月

大河原町

# 大河原町除染実施計画

## ＜第1版＞

### 目 次

1. 除染等の措置等の実施に関する方針 .....	2
2. 除染実施計画の対象となる区域 .....	2
3. 除染等の措置等の実施者 .....	3
4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の 土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の措置 .....	3
5. 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期 .....	4
6. 除去土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び 処分に関する事項 .....	4
7. その他の事項 .....	4

## 1. 除染等の措置等の実施に関する方針

大河原町では、この度の東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の影響を受け、町内において追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを超える可能性がある区域が存在することから、平成23年12月28日、環境省より「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます）に基づき「汚染状況重点調査地域」の指定を受けました。

このことから、町では町内において詳細な放射線量調査を実施し、その結果をもとに本除染実施計画を策定しました。今後は本計画に基づいて除染作業を進め、子どもから高齢者まで安心・安全に暮らせる「大河原町」を目指してまいります。

長期的には特措法の基本方針に従い、発電所事故による追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にすることを目標としますが、平成24年5月から平成25年3月までを第1期として、子ども達に関連する施設や公共施設を中心に除染を行います。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画の内容や期間については、見直しを行うこととします。

## 2. 除染実施計画の対象となる区域

町が実施した空間線量率の調査に基づき、区域内の測定結果の平均が毎時0.23マイクロシーベルト以上である下記の施設を本計画の対象区域とします。

なお、今後の詳細調査等の結果により、必要に応じて除染実施計画の改定により除染計画へ位置付けることを検討します。

施設名称	空間線量率の範囲 ( $\mu$ Sv/h)	平均空間線量率 ( $\mu$ Sv/h)	備考
大河原南小学校	0.19～0.28	0.24	
山崎公園	0.25～0.27	0.26	
上谷公園	0.27～0.30	0.28	
旭町公園	0.21～0.27	0.24	
見城前公園	0.23～0.30	0.27	
南平公園	0.20～0.25	0.24	
上町児童遊園	0.22～0.25	0.23	
上谷1号児童遊園	0.22～0.26	0.24	
上谷2号児童遊園	0.25～0.29	0.27	
上谷3号児童遊園	0.22～0.29	0.27	

大河原昆虫公園	0.22～0.26	0.24	
---------	-----------	------	--

測定日：大河原南小学校については平成24年3月16日

公園・児童遊園については平成24年3月8日

測定機器：NaI(TI)シンチレーション式サーベイメーター（TCS-172B）

測定の高さ：地上50cm

### 3. 除染等の措置等の実施者

除染等の措置等は大河原町が実施者となります。

### 4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン（平成23年12月 第1版）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成23年12月22日付環水大総発第111222001号。平成24年3月29日改定。）の内容に則って除染を行います（除染対象ごと主な除染措置の内容は下表のとおり）。

その際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の詳細な放射線マップを作成した上で線量の高いところを中心に、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定し、その結果が毎時0.23マイクロシーベルト未満の地点の除染は実施しません。

除染対象	除染作業等	内 容
小学校・公園・児童遊園	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上等の清掃、拭き取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> <li>・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> </ul>
	アスファルト等の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラシ洗浄</li> <li>・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> </ul>
	表土除去及び客土※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭等における表土等の除去</li> <li>・客土、圧密による現状回復</li> </ul>
	表土除去及び現場保管※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭等における表土等の上下層の入替え、除去等</li> <li>・現場保管の際の残土による現状回復</li> </ul>
	土地表面の被覆※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染されていない土等による被覆</li> </ul>
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枝葉の剪定</li> </ul>

		・落ち葉の除去、除草
--	--	------------

※「表土除去及び客土」、「表土除去及び現場保管」、「土地表面の被覆」については、いずれかを選択します。

## 5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

大河原町では、長期的に追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になるように除染をしてまいります。当面、平成 24 年 5 月から平成 25 年 3 月末までを第 1 期として、小学校、公園等の除染に取り組みます。個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、平成 25 年 3 月の前に、除染の進捗状況を確認し、必要な場合は平成 25 年 4 月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。

## 6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等については、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地（施設）内において保管した後、処分することとします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

## 7. その他の事項

- (1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。
- (2) 除染実施計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、都度、公表していきます。
- (3) 子どもの生活環境に関連する公共施設については、除染後も定期的に空間放射線量率を測定します。
- (4) 空間放射線量率の測定結果、及び、除染の実施状況や除染による効果については、広報紙やホームページ等で随時公表します。